

[すべての下請負人への周知に活用してください。]

下 請 負 人 と な っ た 皆 様 へ

注文書及び請書による契約の締結について

建設業法（以下「法」という。）第 19 条においては、建設工事の請負契約の当事者は、契約の締結に際し、同条第 1 項各号に掲げられた事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならないこととされています。

つきましては、貴社におかれましても下記事項について十分御留意の上、事務処理に当たられますようお願いいたします。

また、貴社が建設工事を請け負わせた他の建設業を営む者に対してもこの旨の周知徹底が図られるよう、ご協力をお願いいたします。

記

- 1 注文書・請書による請負契約を締結する場合において、次の(1)又は(2)の区分に従い、それぞれ各号のすべての要件を満たすときは、法第 19 条第 1 項の規定に違反しないものであること。
 - (1) 当事者間で基本契約書を締結した上で、具体の取引については注文書及び請書の交換による場合
 - ① 基本契約書には、個別の注文書及び請書に記載される事項を除き、法第 19 条第 1 項各号に掲げる事項を記載し、当事者の署名又は記名押印をして相互に交付すること。
 - ② 注文書及び請書には、法第 19 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる事項その他必要な事項を記載すること。
 - ③ 注文書及び請書には、それぞれ注文書及び請書に記載されている事項以外の事項については基本契約書の定めによるべきことが明記されていること。
 - ④ 注文書には注文者が、請書には請負者がそれぞれ署名又は記名押印すること。
 - (2) 注文書及び請書の交換のみによる場合
 - ① 注文書及び請書のそれぞれに、同内容の基本契約約款を添付又は印刷すること。
 - ② 基本契約約款には、注文書及び請書の個別的記載事項を除き、法第 19 条第 1 項各号に掲げる事項を記載すること。
 - ③ 注文書又は請書と基本契約約款が複数枚に及ぶ場合には、割印を押すこと。
 - ④ 注文書及び請書の個別的記載欄には、法第 19 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる事項その他必要な事項を記載すること。
 - ⑤ 注文書及び請書の個別的記載欄には、それぞれの個別的記載欄に記載されている事項以外の事項については基本契約約款の定めによるべきことが明記されていること。
 - ⑥ 注文書には注文者が、請書には請負者がそれぞれ署名又は記名押印すること。

2 注文書・請書による請負契約を変更する場合において、当該変更内容が注文書及び請書の個別的記載事項に係るもののみであるときは、次によることができる。

- ① 注文書及び請書の双方に変更内容が明記されていること。
- ② 注文書には注文者が、請書には請負者がそれぞれ署名又は記名押印すること。

ただし、当該変更内容に注文書及び請書の個別的記載事項以外のものが含まれる場合には、当該変更の内容を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付すること。

注 契約で定めるべき事項（建設業法第19条第1項）

- ① 工事内容
- ② 請負代金の額
- ③ 工事着手の時期及び工事完成の時期
- ④ 工事を施工しない日又は時間帯の定めをすることは、その内容
- ⑤ 前金払又は出来高払いの時期及び方法
- ⑥ 当事者の申出があった場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め
- ⑦ 天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め
- ⑧ 価格等の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更
- ⑨ 工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め
- ⑩ 注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与する場合の内容及び方法に関する定め
- ⑪ 注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡しの時期
- ⑫ 工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法
- ⑬ 工事の目的物の瑕疵を担保すべき責任又は当該責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置に関する定めをする場合は、その内容
- ⑭ 各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
- ⑮ 契約に関する紛争の解決方法

3 その他

契約書は、次のいずれかを使用してください。

- ① 建設工事標準下請契約約款
- ② 注文書・請書（工事下請基本契約書及び同約款付き（全建制定））
- ③ 注文書・請書（個別工事下請契約約款付き（全建制定））
- ④ 民間（旧四会）連合協定工事請負契約約款
- ⑤ その他の契約書（上記に準拠した内容を持つもの）

※ 「全建制定」とは、（一社）全国建設業協会・建設工業経営研究会制定という意味です。

※ ④は、民間建築工事を想定しています。